

アットマーク国際高等学校
 2024年度
 自己点検・自己評価
 報告書

1
 学校の管理運営に関する事項

評価基準

1＝優れている
 2＝良い
 3＝おおむね満足
 4＝一部要改善
 5＝要改善

(1)教職員の配置等

	評価項目	評価結果	評価点数
①	添削指導、面接指導、試験、多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導について、教員免許状を保持している教員を配置し実施している。	全て教員免許保持者が行っている。	1
②	不登校経験や中途退学その他多様な課題を抱える生徒の実態等を踏まえ、養護教諭、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するなど、きめ細かな支援の充実に努めている。	当校では努力事項ではなく、義務事項として実施している。今後さらに多職種連携の職員配置に努めていく。	1
③	特別な支援を要する生徒の実態等を踏まえ、特別支援教育に関する校内委員会の設置や実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名、特別支援教育に関する専門的な知識・経験を有する教員等の配置、個別の指導計画や個別の教育支援計画の策定・活用、教員の専門性向上のための研修の実施等により、支援の充実に努めること。	当校では義務事項として実施している。ますます充実に努めていく。	1
④	進学・就職支援を担当する教職員やキャリアカウンセラーを配置するなど、生徒の社会的・職業的自立に向けた支援の充実に努めること。	当校では、進路指導部会に所属する教員およびスクールカウンセラーにより実施している。就労移行支援事業所、自立支援・生活訓練事業所との連携、紹介・あっせんなど、手厚い支援と伴走ができる体制をつくっている。	2
⑤	事務職員の配置等による学校事務体制の整備に努めること。	ますます充実を図っていく。	2

(2)施設及び設備の整備等

①	面接指導等を実施した校舎の施設・設備は教育上適切であったか。	スクーリング(面接指導)は 特区地域内の施設で適切に行われている。	2
②	学習等支援施設・提携サポート施設で学習面、生活面の支援が適切かつ十分に行われているか。	スクーリング(面接指導)が行われていない支援施設においても、適切に学習支援、生活支援等が行われている。	1

(3)通信教育連携協力施設の設置等

①	通信教育連携協力施設(通信教育規程第3条第1項に規定する通信教育連携協力施設をいう。以下同じ。)として、面接指導等実施施設(通信教育規程第3条第1項第1号に規定する面接指導等実施施設をいう。以下同じ。)、学習等支援施設(通信教育規程第3条第1項第2号に規定する学習等支援施設をいう。以下同じ。)を設けることができること。	当校では石川県、福島県、茨城県、群馬県、長野県、東京都、岐阜県、岡山県に設置した学習等支援施設で生徒が学んでいる。各施設と実施校でより緊密な連携に努めたい。	2
②	面接指導等実施施設は、実施校の分校又は協力校であることを基本とすること。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障がない場合は、大学、専修学校、指定技能教育施設その他の学校又は施設とすることができること。具体的に、特別の事情がある場合としては、例えば、生徒の通学可能区域に本校がなく、かつ、実施校の分校又は協力校を設けることができない等の場合などが考えられること。	本学では私学の通信制高校では都道府県下の私学行政で認められている面接指導等実施施設および協力校は認められていないため、当事項は該当しない。	該当せず
③	面接指導等実施施設の編制、施設及び設備は、当該面接指導等実施施設に係る学校又は施設の種類、連携協力の内容及びその定員その他の実情を勘案し、高等学校通信教育規程第5条から第10条までに定める基準に照らして、面接指導又は試験等の実施について適切に連携協力を行うことができるものでなければならないこと。	当事項は該当しない。	該当せず
④	学習等支援施設の施設及び設備は、教育上及び安全上支障がないものでなければならないこと。	ますます充実を図っていく。	2
⑤	実施校の設置者は、通信教育連携協力施設を設ける場合には、当該通信教育連携協力施設が上記③及び④の基準に適合することについて、確認を行うものとする。この場合において、当該通信教育連携協力施設が実施校の存する都道府県の区域外に所在するときは、その所在地の都道府県知事が定める高等学校通信制課程の設置認可基準(当該基準が定められていないとき又は公表されていないときは除く。)は、当該基準を参酌して当該確認を行わなければならないこと。	当該確認を行っているが、さらに留意していく。	2

⑥	通信教育規程第10条の2第3項に定める通信教育連携協力施設を設ける場合とは、新たな通信教育連携協力施設の設置と設置後の維持運営を併せ持つ意味であることから、通信教育連携協力施設が上記③及び④の基準に適合することについて、通信教育連携協力施設を新たに設ける場合に確認を行うとともに、設けた後も当該基準に従って適切に維持管理されていることの確認を行うべきであること。また、通信教育連携協力施設を設けた後に、通信教育規程第4条第2項に規定する通信教育連携協力施設ごとの定員を変更しようとする場合においても、同様に確認を行うこととすること。	遵守していく。	2
⑦	私立の実施校の設置者にあつては、上記⑤の確認を行うに当たって、上記③及び④を踏まえて所轄庁である都道府県又は認定地方公共団体(構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)第12条第1項の認定を受けた地方公共団体をいう。以下同じ。)が具体的に定める認可基準を順守して、適切な教育環境が備わっていることを確認するものとする。また、その具体的な確認内容及び確認結果については、所轄庁である都道府県又は認定地方公共団体からの求めに応じてすみやかに提出することができるよう、適切に保存及び管理すること。	遵守していく。	2
⑧	面接指導等実施施設における教育課程の適切な編成・実施が可能となるよう、その教育環境の確保に当たっては、当該面接指導等実施施設において面接指導等の実施に連携協力を行う各教科・科目等に応じて、例えば、保健体育等での実技、理科や家庭等での観察・実験や実習等が十分に実施することができるよう、実施校と同様に、面接指導等の実施に必要な実験・実習等のための施設及び設備や、保健体育の面接指導等の実施に必要な運動場等を確保することとすること。	当校は特区学校であり、面接指導等実施施設は設置できないため、本事項は該当しない。	該当せず
⑨	通信教育連携協力施設の教育環境の確保に当たっては、多様な生徒の実態を踏まえ、例えば保健室の整備や養護教諭等の配置を行うなど、生徒にとって安心・安全な居場所を提供することができるものとする。	保健室・養護教諭の配置については、今後充実を図っていく。	3

(4)通信教育連携協力施設との適切な連携協力関係の確保等

①	通信教育連携協力施設を設ける実施校の設置者は、当該施設との連携協力について担当する教職員を配置し、定期的に訪問するなど、適切な連携協力関係の確保に努めること。	引き続き遵守していく。	2
②	実施校の設置者は、通信教育連携協を設ける合は、その携協力内容について、当該施設設置者とあらかじめ文書による取り決めを行うこと。	引き続き遵守していく。	1
③	添削指導、面接指導、多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導、試験及び生徒の履修状況の把握・確認その他生徒の成績評価や単位認定等に関わる業務(以下添削指導等という。)は、実施校の身分を有しない通信教育連携協力施設の職員など実施校の校長の監督権が及ばない者に実施させることなく、実施校の教職員が行うこと。	引き続き遵守していく。	1
④	通信教育連携協力施設に実施校の教員を派遣・配置したり、通信教育連携協力施設に勤務する各教科の教員免許状を有する職員に対して、兼務発令等により実施校の教員としての身分を付与し、実施校の添削指導等を行わせたりする場合、添削指導等が実施校の校長の監督下、実施校の設置者の管理責任の下で行われること、及び実施校と通信教育連携協力施設の業務が渾然一体とならないことを担保するための適切な措置を講じること。具体的には、例えば、契約書や委嘱状その他の書面により、通信教育連携協力施設の職員が行うべき業務内容を明確に定めること、実施校の方針に従い教育活動を行うことができるようマニュアルを整備することや、通信教育連携協力施設における実施校の業務の管理を行うための専任の担当教職員を置くことなど、管理運営上、一層の工夫を行うよう留意すること。 (※2)添削指導等については、実施校の設置者が通信教育連携協力施設の職員に対して給与等を支払っているかどうかに関わらず、実施校の校長の監督下、その管理責任の下で行われることが必要である。また、このことは、単に契約書や委嘱状等の形式ではなく、実態に即して判断すべきものであることに留意する必要がある。	引き続き留意していく。	2
⑤	生徒募集等の際に、実施校が行う高等学校通信教育と通信教育連携協力施設が独自に行う活動との区別を明確に説明するなど、実施校と通信教育連携協力施設の関係について、実施校としてあらかじめ生徒・保護者に十分な説明を行うこと。また、通信教育連携協力施設において、通信教育連携協力施設が高等学校であると誤解させたり、通信教育連携協力施設の独自の活動等を受講することが高等学校を卒業するために必ず必要となるかのように説明したりするなど、不適切な勧誘等が行われないようにすること。 授業料等についても、実施校が行う高等学校通信教育に係る授業料と通信教育連携協力施設が独自に行う活動等に係る費用の区別について、生徒・保護者に適切かつ明確な説明が行われるようにすること。	当校では従前より、サポート施設に対して、直営施設であるかのような本学の名称を掲げることは禁止し、明確にサポート校であることが客観的に判別できるようにするなど、消費者である生徒・保護者、中学など関係者に誤解を生まれないよう留意している。授業等についても記載の内容に留意していく。	2
⑥	通信教育連携協力施設において、実施校の名称のみを掲げた看板を設置するなど、通信教育連携協力施設が実施校の施設であるかのような誤解を招くことのないように留意すること。上記④の方法による場合においても、当該施設は、実施校とは連携等の関係にある施設であつて、実施校の施設ではないことが明確になるようにすること。	引き続き留意していく。	2

(5)学校評価

①	教育活動その他の学校運営の状況について、自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表に努めること。	留意していく。	2
②	通信教育連携協力施設を設ける場合においては、通信教育連携協力施設ごとに、教育活動その他の当該通信教育連携協力施設における連携協力に係る状況について、自己評価の実施・公表を行うとともに、関係者評価の実施・公表に努めること。	努めていく。	4
③	(上記の評価を行うにあたっては)実施校による各通信教育連携協力施設への実地調査の実施や連絡会議の開催等を通じて、少なくとも1年度間に1回は行うことを基本とすること。	当校では「サポート校監査室」を設置し、実施している。	2
④	上記①及び②の評価を行った場合には、その結果を実施校の設置者に報告すること。また、これらの評価結果に基づき、学校運営や教育活動等の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めること。	今後実施していく。	2
⑤	外部の専門家を中心とした評価者による第三者評価の実施により、学校が自らの状況を客観的に見ることができるようになるとともに、専門的な分析や助言によって、学校運営や教育活動等の適正化に資するものとなることに加え、学校の優れた取組や、学校の課題とこれに対する改善方策等が明確となり、学校の活性化や信頼される魅力ある学校づくりにつながることが期待されるものであることから、主体的な学校運営改善の実現に向けた有効な手段として、学校の実情に応じ、第三者評価を活用することが考えられるものであること。	学校審議会の審議委員(専門家)の意見も踏まえた第三者評価を設置認可者にしていただいている。本学独自の第三者評価の実施の検討を進めていく。	3

(6)情報公開

①	実施校は、通信教育規程第14条第1項に掲げる教育活動等の状況として、以下に掲げる事項に関する情報(以下(d)からiまでに掲げる事項にあっては、通信教育連携協力施設ごとの状況に関する情報を含む。)を公表すること。 (a)学科の組織及び収容定員、並びに通信教育連携協力施設ごとの定員に関すること。 (b)通信教育を行う区域に関すること。(ほか)	今後実施していく。	4
②	上記①の情報の公表に当たっては、公的な教育機関として社会への説明責任を果たし、外部から適切な評価を受けながら教育水準の向上を図る観点から、例えば、学校ホームページにおいて情報の公表を目的とするウェブページを設けて、同条第1項各号に掲げる事項等を体系的に整理して発信するなど、分かりやすく周知することができるよう工夫して公表するものとする	今後実施の検討を進めていく。	4

(7)その他

①	編入学による生徒の受入れに当たっては、編入学を希望する生徒が在籍し、又はしていた教育機関について、法令上、編入学が認められるかどうかを確認するなど、適切に処理すること。また、学期の途中に転入学・編入学を受け入れる際には、前籍校における学習状況等を十分に確認した上で、下記2の教育課程等に関する事項を踏まえ適切な教育を行うこと。	引き続き遵守していく。	1
②	「高等学校入学者選抜の日程については、各都道府県において公・私立の高等学校及び中学校の関係者による協議等を経て定められていること、高等学校入学者選抜は、中学校の教育活動の成果を十分評価することができる資料及び時期により行われるよう特に配慮することが必要であることを踏まえ、入学者選抜及びその結果の公表は適切な時期に行うこと。また、通信教育連携協力施設において、不適切な時期に生徒・保護者に対して実施校への入学が決定したかのような説明がなされないようにする こと。」	引き続き遵守していく。	1
③	実施校において、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第28条第1項各号に定める表簿等を備えているとともに、同条第2項に定める期間、適切に保存すること。また、生徒情報の適切な管理等に努めること。	引き続き遵守していく。	1
④	高等学校等就学支援金の代理受領等の事務を適正かつ確実に執行するとともに、生徒募集等に当たって、高等学校等就学支援金が、例えば、学校独自の特典や授業料軽減策であるかのような不適切な表示を行わないことはもとより、授業料や高等学校等就学支援金、高校生等奨学給付金、その他の奨学金等の申請方法を含めた取扱いについて適切に説明した上で表示すること。	引き続き遵守していく。	1
⑤	実施校において、学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第5条に規定する学校保健計画、同法第27条に規定する学校安全計画、同法第29条第1項に規定する危機等発生時対処要領、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号)第13条に規定する学校いじめ防止基本方針などの法令で作成することが義務付けられている計画を作成すること。	引き続き遵守していく。	1

2 教育課程等に関する事項

評価基準
1=優れている
2=良い
3=おおむね満足
4=一部要改善
5=要改善☒

(1)教育課程及びそれに基づく指導と評価

	評価項目	評価結果	評価点数
①	通信制の課程においても、高等学校教育として、教育基本法(平成18年法律第120号)、学校教育法、高等学校学習指導要領(平成21年文部科学省告示第34号。以下指導要領という。)等の教育課程に関する法令等に従い、適切な教育課程を編成すること。	引き続き遵守していく。	1
②	教育課程の実施に当たっては、指導要領及びその解説を踏まえ、各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動(以下各教科・科目等という。)のそれぞれについて、指導目標、指導内容、指導の順序、指導方法、使用教材(教科用図書等)、指導の時間配当等を具体的に定めた指導計画を作成すること。	引き続き遵守していく。	1
③	通信教育の実施に当たっては、指導要領及びその解説並びに本ガイドラインを踏まえ、次に掲げる事項を記載した計画として、通信教育実施計画を作成すること。 (a)通信教育を実施する各教科・科目等の名称及び目標に関すること。 (b)通信教育を実施する各教科・科目等ごとの通信教育の方法及び内容並びに一年間の通信教育の計画に関すること。 (c)通信教育を実施する各教科・科目等ごとの学習の成果に係る評価及び単位の修得の認定に当たっての基準に関すること。	引き続き遵守していく。	1
④	通信教育実施計画の作成に当たっては、通信教育規程第4条の3各号に掲げる事項がそれぞれ容易に理解できるよう記載されている必要があること。例えば、通信教育規程第4条の3第2号に掲げる通信教育の方法及び内容並びに一年間の通信教育の計画としては、通信教育規程第2条第1項及び第2項の規定に基づき、添削指導、面接指導及び試験並びに多様なメディアを利用した指導等の方法で区分した上で、その実施回数等に応じながら、取り扱い単元などの具体的な実施内容を記載するとともに、添削課題の提出日、面接指導の実施日及び試験の実施日並びに報告課題の提出日などの具体的な年間計画を記載するなど、容易に理解できるよう工夫して記載するものとする。	引き続き遵守していく。	1
⑤	通信教育実施計画の作成に当たっては、通信教育規程第3条の規定により通信教育連携協力施設を設ける場合には、通信教育規程第4条の3各号に掲げる事項に関する当該通信教育連携協力施設ごとの連携協力に係る活動の状況について、容易に理解できるよう記載されている必要があること。例えば、実施校と通信教育連携協力施設とで面接指導等の実施日が異なる場合には、当該通信教育連携協力施設で面接指導等を受けることを予定する生徒に対して、当該通信教育連携協力施設において実施される面接指導等の一年間の計画等が容易に理解できるよう記載し、明示するものとする。	引き続き遵守していく。	1
⑥	通信教育実施計画の作成に当たっては、学校教育法等の関係法令に則って、高等学校として実施する高等学校通信教育と、正規の教育課程ではない教育活動(いわゆる通学コース)とは明確に区別されるものであり、渾然一体となって記載されることがないようにすること。	引き続き遵守していく。	1
⑦	通信教育実施計画については、通信教育規程第4条の3の規定に基づき、生徒に対して、あらかじめ明示するものとするとともに、通信教育規程第14条第1項第6号及び同条第2項の規定に基づき、広く一般に公開するものとする。例えば、刊行物の掲載、学校ホームページを活用したインターネットの利用等の方法が考えられること。	引き続き遵守していく。	1
⑧	学習評価に当たっては、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について(平成31年3月29日文部科学省初等中等教育局長通知)に示す評価の観点及び趣旨を十分踏まえながら、それぞれの教科・科目等のねらいや特性を勘案して、具体的な評価規準を設定するなど評価の在り方を工夫すること。	引き続き遵守していく。	1
⑨	単位修得の認定は、教員が行う平素の学習評価に基づいて、最終的に校長が行うこと。校長は、学校があらかじめ定めた卒業までの修得すべき単位数を修得した者で、特別活動を履修しその成果が目標からみて満足できると認められる生徒について、全課程の修了を認定すること。	引き続き遵守していく。	1
⑩	指導と評価に当たっては、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに特に意を用いることとされている(学校教育法第30条第2項等)ことを踏まえ、通信制の課程においても、これに基づき適切な教育が実施されるよう教育活動の工夫を図ること。	引き続き遵守していく。	1
⑪	集団活動の場として欠かすことのできないホームルーム活動をはじめとした特別活動の重要性に鑑み、年間指導計画に基づき、特別活動について卒業までに30単位時間以上指導すること。	引き続き遵守していく。	1

(2)添削指導及びその評価

①	添削指導は高等学校通信教育における教育の基幹的な部分であり、実施校は添削指導を通じて生徒の学習の状況を把握し、生徒の思考の方向性とつまづきを的確に捉えて指導すること。	引き続き遵守していく。	1
②	添削指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。	引き続き遵守していく。	1

③	指導要領において定める添削指導の回数の標準を踏まえて、各教科・科目等における添削指導の回数を十分確保すること。	引き続き遵守していく。	1
④	マークシート形式のように機械的に採点ができるような添削課題や、択一式の問題のみで構成される添削課題は不適切であること。	引き続き遵守していく。	2
⑤	添削指導の実施に当たっては、年度末や試験前にまとめて添削課題を提出させたり、学期当初に全回数分の添削課題をまとめて提出することを可能としたりするような運用は行わないこと。また、添削指導や面接指導が完了する前に、当該学期の全ての学習内容を対象とした学期末の試験を実施したりするようなことがないよう、年間指導計画及び通信教育実施計画に基づき、計画的に実施すること。	引き続き遵守していく。	1
⑥	添削指導の実施に当たっては、正誤のみの指摘はもちろん、解答に対する正答のみの記載や一律の解説の記載だけでは不十分、不適切であり、各生徒の誤答の内容等を踏まえた解説を記載するなど、生徒一人一人の学習の状況に応じた解説や自学自習を進めていく上でのアドバイス等を記載すること。	引き続き遵守していく。	3
⑦	生徒から添削指導等についての質問を受け付け、速やかに回答する仕組みを整えること。	引き続き遵守していく。	3

(3)面接指導及びその評価			
①	面接指導は、添削指導と同様、高等学校通信教育における基幹的な部分であり、各学校はその重要性に鑑み、絶えず改善に努めること。 ①面接指導は、添削指導と同様、高等学校通信教育における基幹的な部分であり、各学校はその重要性に鑑み、絶えず改善に努めること ②面接指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得していること。	引き続き遵守していく。	1
②	面接指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。	引き続き遵守していく。	1
③	指導要領において定める面接指導の単位時間数の標準を踏まえて、各教科・科目における面接指導の単位時間数を十分確保すること。面接指導の授業の1単位時間を弾力的に運用する場合でも、1単位時間を50分として計算された単位数に見合う面接指導の単位時間数を十分確保すること。	引き続き遵守していく。	1
④	面接指導においては、全日制・定時制課程の授業とは異なる、それまでの添削指導等を通して明らかとなった個々の生徒のもつ学習上の課題を十分考慮しながら、年間指導計画に基づき、自宅学習を行う上で必要な基礎的・基本的な知識について指導したり、個々の生徒のもつ学習上の課題について十分考慮しその後の自宅学習への示唆を与えたりするなど、計画的、体系的に指導するものであって、個に応じた指導の徹底を図るものとする。	引き続き遵守していく。	1
⑤	面接指導は、通信教育規程第4条の2の規定により、個々の生徒に応じたきめ細かな指導が行えるよう、少人数で行うことを基本とすること。具体的には、各学校や生徒の実態等を踏まえ、面接指導の意義及び役割を十分に発揮できるよう、各教科・科目等の特質に応じて適切に設定するべきものであり、同時に面接指導を受ける生徒数は、多くとも40人を超えない範囲内で設定すること。	引き続き遵守していく。	1
⑥	面接指導は、指導要領に規定される各教科・科目等の目標及び内容を踏まえ、計画的かつ体系的に指導することが必要であること。とりわけ特別活動や総合的な探究の時間は、不適切な運用も多く見受けられることから、指導要領に規定される目標及び内容に改めて留意した上で、適切に実施するものとする。	引き続き遵守していく。	1
⑦	正規の教育課程ではない教育活動(いわゆる通学コース)と、指導要領等に基づき高等学校通信教育として実施される面接指導とは明確に区別されるものであり、面接指導は上記の事項も踏まえ、指導要領等の法令等に基づき実施すること。	引き続き遵守していく。	1
⑧	合宿等を伴って特定時期に集中的に行う面接指導(いわゆる集中スクーリング)の実施を計画する場合には、生徒及び教職員の健康面や指導面の効果を考慮して、例えば8時30分から17時15分までとしたり、多くとも1日当たり8単位時間までを目安に設置したりするなど、1日に実施する面接指導の時間数を適切に定めること。なお、オリエンテーションなどの面接指導以外の活動をその時間の前後に位置付けることを妨げるものではないが、生徒及び教職員の健康面には十分に配慮すること。	生徒及び教職員の健康面や指導面の効果を考慮して留意していく。	2

(4)多様なメディアを利用して行う学習及び当該学習による面接指導等時間数の減免			
①	ラジオ放送、テレビ放送その他多様なメディアを利用した学習を取り入れた指導及びその評価は、各教科の教員免許状を取得している実施校の教員が行うこと。	引き続き遵守していく。	1
②	多様なメディアを利用して行う学習は、計画的、継続的に取り入れるべきものであり、高等学校教育の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮すること。	引き続き遵守していく。	1
③	多様なメディアを利用して行う学習を計画的、継続的に取り入れ、各教科・科目の面接指導の時間数又は特別活動の時間数(以下面接指導等時間数という。)の一部免除を行うことができるのは、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められる場合であること。	引き続き遵守する。	1

④	①から③までの場合において、面接指導等時間数のうち、10分の6以内の時間数を免除することができること。また、生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合は、面接指導等時間数のうち、複数のメディアを利用することにより、メディアごとにそれぞれ10分の6以内の時間数を免除することができること。ただし、免除する時間数は合わせて10分の8を超えることができないこと。生徒の実態等を考慮して特に必要がある場合とは、例えば、病気や事故のため、入院又は自宅療養を必要とする場合、いじめ、人間関係など心因的な事情により登校が困難である場合、仕事に従事していたり、海外での生活時間が長かったりして、時間の調整がつかない場合や、実施校自らが生徒の実態等を踏まえ、複数のメディア教材を作成する等により教育効果が確保される場合等が想定されること。	引き続き遵守していく。	2
⑤	生徒の面接指導等時間数を免除しようとする場合には、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないよう、免除する時間数に応じて報告課題等の作成を求めるなど、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を十分に確保すること。その際には、生徒の多様な状況に留意しつつ、観点別学習状況の評価が可能となるようその報告課題等の作成を求めるなどすること。	引き続き遵守していく。	1
⑥	生徒の面接指導等時間数を免除しようとする場合には、本来行われるべき学習の量と質を低下させることがないよう、免除する時間数に応じて報告課題等の作成を求めるなど、高等学校教育として必要とされる学習の量と質を十分に確保すること。その際には、生徒の多様な状況に留意しつつ、観点別学習状況の評価が可能となるようその報告課題等の作成を求めるなどすること。	引き続き遵守していく。	1

(5)試験及びその評価			
①	試験は、添削指導及び面接指導等における学習成果の評価とあいまって、単位を認定するために個々の生徒の学習状況等を測るための手段として重要な役割を担うものであり、各教科・科目等の目標の実現に向けた学習状況を把握する観点から、添削指導及び面接指導等の内容と十分関連付けて、その内容及び時期を適切に定めることとすること。例えば、1科目20分で実施することや、学期末以外の時期に行われる集中スクーリングにおいて試験を実施することなどは適切ではないこと。	遵守していく。	1
②	試験の実施に当たっては、各教科・科目等の特質を踏まえることなく全て自由な成果物の提出により試験の替わりとしたり、試験問題が毎年同じであったりするなどの不適切な試験が実施されることがないよう、留意すること。なお、コンピュータやタブレット端末等を用いてオンラインでの試験等を実施する場合であっても、確実な本人確認や不正行為防止の仕組みを構築するなど、実施校の適切な監督下で実施すること。	引き続き遵守していく。	1
③	試験の採点及び評価に当たっては、その採点基準及び評価基準を踏まえ、各教科の教員免許状を有する実施校の教員が行うこととすること。	引き続き遵守していく。	1

(6)学校設定教科・科目、総合的な探究の時間の実施			
①	学校設定教科・科目の開設、実施に当たっては、年間指導計画に基づき、資格のある教員が指導要領等に則り適切に実施すること。特に、単なる体験活動の実施を単位認定するような運用や、生徒の学習状況の把握及び評価が十分に行われないまま実施されるような運用は不適切であり、高等学校教育の目標及びその教育水準の確保等に十分配慮すること。また、学校設定教科・科目の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、各学校において適切に定めること。	引き続き遵守していく。	1
②	総合的な探究の時間の添削指導の回数については、指導要領の規定を踏まえ、1単位につき1回以上を確保した上で、各学校において、学習活動に応じ適切に定めること。	引き続き遵守していく。	1
③	総合的な探究の時間における面接指導の単位時間数については、指導要領の規定を踏まえ、観察・実験・実習、発表や討論などを積極的に取り入れるためには、面接指導が重要となることを踏まえ、1単位につき1単位時間以上を確保した上で、各学校において、学習活動に応じ適切に定めること。	引き続き遵守していく。	1

(7)その他			
①	添削指導等の質の確保、向上のため、校内外における教員研修の機会の充実に努めること。	引き続き遵守していく。	2
②	学校に在籍しながら履修登録を行わない生徒や、履修登録しているにも関わらず、添削課題への取組や面接指導への参加が困難な生徒に対しては、例えば生徒や保護者等への面談や電話かけ等を行うなど、個々の実情に応じ、適切な指導又は支援を行うよう努めること。 (※6)1科目も履修していない、いわゆる非活動生徒については、学校に在籍を続けることで、生徒の能動的な活動を待つという教育的配慮が必要な場合もあるため、画一的な対応によるのではなく、生徒の抱える課題等に留意することが必要である。	本学特有の多職種連携チームによるアプローチなどにより実効は上がっており、引き続き努力していく。	1
③	特別な支援を要する生徒の実態等を踏まえ、特別支援教育に関する校内委員会の設置や実態把握、特別支援教育コーディネーターの指名、特別支援教育に関する専門的な知識・経験を有する教員等の配置、個別の指導計画や個別の教育支援計画の策定・活用、教員の専門性向上のための研修の実施等により、支援の充実に努めること。	本学での取組みは、対象生徒に対して記載の項目に加えて、福祉的な知識とスキルを持つ心理職員を配置し、教員との連携体制を構築している。	1